

第 18 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和 2 年 8 月 13 日 (木)

場 所 文化会館たづくり 1001 学習室

開会時間 午後 3 時

出席委員

1 番委員	吉 井 美華子	2 番委員	野 口 達 也
3 番委員	関 口 博 昭	4 番委員	土 方 清 一
5 番委員	瀧 柳 正 明	6 番委員	鳩 山 隆 史
7 番委員	元 木 幹 夫	8 番委員	榎 本 弘 行
10 番委員	鈴 木 正 勝	11 番委員	森 田 晃 章
14 番委員	井 上 一 郎	15 番委員	熊 井 守
19 番委員	小 野 一 弘		

事 務 局

局長 元木勇治 次長 今村好一
書記 佐野純子

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第22期第18回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ、12名の委員の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

なお、8番議席の榎本委員につきましては、本日、都合により遅れる旨の御連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を元木会長、よろしく申し上げます。

○議長（元木会長）　皆さん、こんにちは。御参集ありがとうございます。8月に入りまして梅雨も明け、急激に暑くなつてまいりました。また、都内のコロナウイルス感染者数、そして市内の感染者数も急激に増加している。今、調布市内では120名プラスぐらい感染者が出ております。引き続き感染拡大防止策を取りつつ、総会を開催してまいります。本総会より、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策として、役員を除く委員の皆様を2班のグループに分けさせていただき、報告事項のみの総会ではグループ別に出席をお願いいたします。御理解、御協力をお願いいたします。

先月は農地パトロールを各委員にお願いし、実施していただきました。7月は長い梅雨があり、雨も結構多かったので、委員の皆様は農地パトロール大変だったかと思えます。御苦労さまでした。委員の皆様には、引き続き感染予防策を取っていただき、3密を避け、手洗い、うがいを実施していただき、熱中症対策もお忘れのないよう体調管理に十分御注意ください。

それでは、この後、議事日程に従いまして議事を進めてまいります。よろしく願いいたします。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、15番議席の熊井委員、1番議席の吉井委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期の日程は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第11号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を事務局から説明します。お願いし

ます。

○佐野書記 報告第11号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、資料、報告第11号を御覧ください。

報告第11号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてであります。この届出は、土地の権利移動を行い、農地を農地以外のものにする転用でございます。

番号1を御覧ください。それでは、御説明いたします。土地の所在は深大寺東町3丁目●番●外2筆、面積の合計は7,900平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人はティーア라운드株式会社であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。これらの土地は、上野原五差路の北西側にある土地であり、生産緑地ではありましたが、相続による買取り申出を経て、行為制限の解除となっております。今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。井上一郎委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。なお、6月26日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受理し、6月30日に受理通知書を交付しております。

続いて、番号2を御覧ください。土地の所在は八雲台2丁目●番●外1筆、面積の合計は1,272平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は株式会社アーネストワンであり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。これらの土地は第七中学校の東側にある土地であり、生産緑地ではありましたが、相続による買取り申出を経て、行為制限の解除となっております。今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。鈴木委員が現地確認を行い、現状が農地であることを確認しております。なお、6月26日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受理し、7月2日に受理通知書を交付しております。

続いて、番号3を御覧ください。土地の所在は飛田給2丁目●番●外1筆、面積の合計は129平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は株式会社渋谷不動産エージェントであり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。この土地は京王線飛田給駅の南東側にあり、生産緑地ではありませんが、今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。野口委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。なお、6月29日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受理し、7月2日に受理通知書を交付しております。

専決処分についての説明は以上になります。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて、何か御質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

御質問、御意見がないようですので、報告を承認することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。ア、令和2年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、イ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）について、ウ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、エ、農地利用状況調査について、以上4件を事務局より説明いたします。お願いします。

○佐野書記　それでは、報告事項について御説明いたします。

資料、報告事項アを御覧ください。令和2年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。

最初の表、令和2年度農業委員会審議状況について(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請、第3条の3の届出及び第18条及びそのほかのものはありませんでした。

その下の表、令和2年度農業委員会審議状況(2)を御覧ください。宅地として農地転用したものではありません。所有権の移転を伴わない農地法第4条の届出はありませんでした。所有権の移転を伴う農地法第5条が件数3件、面積9,301平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和2年度目的別農地転用状況について御説明いたします。真ん中の表の令和2年度農業委員会審議状況について(2)、宅地として農地転用したものの内容でございます。前回の総会審議状況から変更となった部分でございます。農地法第4条は前回から変更はございません。農地法第5条では、表の上から2段目、建売・分譲住宅に転用したものが件数13件、面積1万3,242.15平方メートル、その下の表3段目、共同住宅・貸家に転用したものが件数1件、面積666平方メートルであります。内訳の合計は、表の右の合計欄、件数14件、面積1万3,908.15平方メートルであります。

次のページをお願いします。資料、報告事項イを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）についてでありま

す。この証明は、農地を相続により取得した者が、相続税の納税猶予を受けるため、税務署に提出するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は深大寺北町6丁目●番●外2筆、面積は合計で2,243平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。瀧柳委員が現地確認をしております。全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いいたします。資料、報告事項ウを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。この証明は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は深大寺東町8丁目●番●、面積は1,286平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。

番号2について御説明いたします。土地の所在は深大寺東町2丁目●番●外2筆、面積は合計で4,235平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。

番号3について御説明いたします。土地の所在は深大寺東町2丁目●番●、面積は1,652平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。番号1から3につきましては、いずれも井上一郎委員が現地確認をしております。

番号4について御説明いたします。土地の所在は菊野台3丁目●番●外6筆、面積は合計で3,265平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。富澤委員が現地確認をしております。

番号5について御説明いたします。土地の所在は布田6丁目●番●外5筆、面積は合計で1,014平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。小野副会長が現地確認をしております。

番号6について御説明いたします。土地の所在は染地1丁目●番●外16筆、面積は合計で8,398平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。土方委員が現地確認をしております。

裏面を御覧ください。番号7について御説明いたします。土地の所在は飛田給1丁目●番●外10筆、面積は合計で3,424平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。森田委員が現地確認をしております。

番号8について御説明いたします。土地の所在は国領町4丁目●番●外3筆、面積は合計で5,443平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。土方委員が現地

確認をしております。

番号9について御説明いたします。土地の所在は西つつじヶ丘4丁目●番●外3筆、面積は合計で1,046平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。富澤委員が現地確認をしております。

なお、番号1番から9につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

それから、資料、報告事項エを御覧ください。農地利用状況調査について御説明いたします。

今回、農地利用状況調査は、コロナウイルス感染拡大防止のため、委員の方々に7月9日から30日までの間に個別に各地域を回っていただき、8人の委員の方から御報告がありました。詳細については、お配りした資料のとおりですので、御覧いただければと思います。これらの農地について、また状況に変化がありましたら、事務局まで御連絡いただければと思います。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長 　ただいま事務局から説明がございました。何か御質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

御質問、御意見もないようですので、以上4件の報告を承認することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明いたします。

○元木事務局長 　それでは、その他報告及び連絡事項について説明いたします。

まず最初に、次回の総会ですけれども、9月24日木曜日午後3時から調布市たづくり1001学習室で行います。役員会は同じ日の午後2時30分から同じ会場で行いますので、よろしくお願いたします。

次に、資料のほうを配付しておりますが、北多摩地区農業委員会連合会臨時総会の開催についてです。令和2年8月5日水曜日午後3時から立川市役所にて臨時総会が開催されました。当日は元木会長が出席され、事務局職員が同行いたしました。臨時総会での主な議題としましては、北多摩地区の役員を選出でした。臨時総会会議結果については、本日

配付しております資料のとおりですが、西部ブロック、南部ブロック、北部ブロックの理事、監事が選出された中の南部ブロックの監事に元木会長が選出されましたので、御報告いたします。

また、本日、農政対策ニュースなども配付しておりますので、後に御覧ください。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて、何か御質問ございませんでしょうか。

（「なし」との声あり）

御質問もないようですので、説明のとおりといたします。

それでは、本日の日程は全て終了いたしましたので、これで第22期第18回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会　午後3時22分

調布市農業委員会議事規則第13条の
規定によりここに署名押印します。

令和 年 月 日

議長

署名委員

15番委員

1番委員